

議題 2 保険料（税）水準の統一について

「第 3 期宮城県国民健康保険運営方針」の改定について

1 概要

- 本県の市町村国保は、現在、各市町村がそれぞれ保険料（税）率を設定している。
- 今年度に入り、国が、各都道府県内での保険料水準統一を強力に推進し、令和 15 年度、遅くとも令和 18 年度までの、完全統一の実施を求めている。
- この国の動きを踏まえ、県として、被保険者間の公平性を確保する観点から、全市町村を訪問して意向確認を行い、市町村と検討を重ね、令和 7 年 1 月 28 日開催の宮城県国民健康保険運営連携会議において、「令和 12 年度からの完全統一を目標としつつ、遅くとも令和 15 年度までの実現を目指す」ことで、全市町村と合意した。
- この合意を受け、県内国保の運営指針である「第 3 期宮城県国民健康保険運営方針」*の「第 4 章 将来的な保険料（税）水準の統一に関する事項」について所要の改定を行うもの。

※第 3 期宮城県国民健康保険運営方針：

国民健康保険運営方針は、県が県内市町村と一体となって国民健康保険の安定的な財政運営、国保事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るための指針として、国民健康保険法に基づき、県が市町村と協議の上、策定するもの。第 3 期運営方針の対象となる期間は令和 6 年度から令和 11 年度の 6 年間であり、令和 5 年度に本運営協議会での諮問・答申を経て策定したものである。

〈参考〉経緯

～平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が個別に国保の財政運営 ・被保険者に対し保険給付を行い、国保運営に必要な財源として保険料（税）を徴収
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・国保改革が行われ、「都道府県単位化」に移行 県が財政運営の責任主体として、国保特会を設け運営管理を担当 ・一方、保険料（税）率は、単位化前と同様に各市町村が設定 ・県が市町村毎の標準保険料率を算定・公表。市町村は標準保険料率を参考に実際の保険料率を決定 ・なお、その時点においては、保険料負担急変の恐れ等から、保険料水準統一は将来的な課題とされた。

令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県で、市町村と、将来的な保険料（税）水準の統一について検討を重ね、統一に向けた工程表として「ロードマップ」を策定 ※目標 第1段階 納付金ベースの統一（令和8年度～） 第2段階 宮城県版の統一（令和12年度～）
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が「保険料水準統一加速化プラン」を改定し、完全統一の目標年限を明記。 ・ 県が全市町村を訪問し意向確認 ・ 国保運営連携会議の各部会（財政部会、事務処理標準化部会、収納対策部会）での協議 ・ 国保運営連携会議での協議・合意（1月）

2 改定内容

- 「第3期宮城県国民健康保険運営方針」の中で保険料（税）水準について記載している「第4章 将来的な保険料（税）水準の統一に関する事項」において、「宮城県版の統一」を「完全統一」に改め、それに伴う所要の改定を行う。
- 具体的な改定案は、資料2-3のとおりである。

3 今後の取組

- 運営方針の改定について、令和7年3月の宮城県議会常任委員会において報告する。
- 令和7年度から宮城県国民健康保険運営連携会議及び各部会等において、統一に向けた市町村との協議を行うこととし、完全統一に向けてロードマップの改定を行う。
- 完全統一に向けて、新たなロードマップに沿って県と市町村の間で継続して協議・検討していく。